

第108回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和4年7月15日（金）10:00～12:00
- ・ 場 所 横須賀市消防局庁舎災害対策本部室（4階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員
- ・ 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長 日根、木村
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

（1）前回議事録について

前回議事録案の修正について、事前に委員から修正意見が2点あった。また、前回審議会において、事務局の説明に誤りがあった点につき、それぞれ修正案を提示した。他の委員から修正案に対する意見等はなかったため、議事録は確定した。

（2）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（諮問）

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法の改正により、「個人情報の保護に関する法律（以下、改正法）」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、本市の「横須賀市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要性が生じた。これにあたり、当審議会に諮問するため、改正内容等について説明をおこなってきたが、前回審議会において、委員から庁内における情報の利活用に対する意向調査の実施及び来年度以降の運用体制、運用規則に対する市の方向性などを示してほしいとの意見があったため、冒頭で資料A～Dに基づき、事務局から説明した。

（委 員） 資料Aの庁内照会にあたり、来年度以降、目的外利用する際に個人情報保護運営審議会に諮問することが要件ではなくなったことについて意見はあったか。

(事務局) 審議会への個別諮問がなくなることにより、各所属での取り扱いの判断を行うことになるのであれば、その基準はどうかという質問があった。それについては、総務課で過去の諮問等を整理した基準を設けるなどの対応を行っていく予定であると回答した。

(委員) 資料Aについては、想定どおりの回答であるように思う。各部局、活用という概念がない中での照会であったらう。国が活用を推進しているので、これから各自治体がアイデアを出しながら活用していけば、環境が全く変わってくる。そうなった時点で、多様な視点でのケアが必要になってくるのではないか。もう1点、④の個人関連情報についてすでに活用していると回答した課が1課あるようだが、これは何か。

(事務局) 119番通報者の電話機の位置情報を取得しているということで消防局の回答となっている。個人関連情報とは、個人情報ではなく、位置情報等、それ単体では個人情報ではない情報を指しており、現行条例においては個人関連情報の取り扱いの制限等はないが、法改正後は第三者への提供について安全管理措置等を行う必要が出てくる。

(委員) 確認だが、国の法律の施行は令和5年4月1日。その前に、市の現行条例を廃止して、新しい施行条例を立ち上げるのか。そのあたりの関係性はどうかになっているのか。

(事務局) 法と同じタイミングで、令和5年4月1日付けで施行条例が施行され、その附則で現行条例を廃止する形となる。

(委員) 法の施行と同時に条例を廃止し、ある意味では入れ替えとなるということか。

(委員) 条例は公布と同日施行か。

(事務局) 公布は令和4年12月下旬に行う予定で、その後、令和5年1月から3月までが周知期間となる。

(委員) 法の施行は決まっているのか。

(事務局) 令和5年4月1日と決定しており、個人情報保護委員会からすでに周知がされている。

(委員) 施行条例がそれに合わせて施行され、かつその附則で旧条例は廃止するということか。

(事務局) そのとおりである。

- (委 員) 全国が令和5年4月1日に条例制定し、その日発効となるのか。
- (事 務 局) 法の令和5年4月1日施行は決まっているが、そこに向けて周知期間をどの程度設けるかは各自治体の判断となる。ほとんどの自治体は12月公布であるが、3月に公布する自治体もあるようである。
- (委 員) 資料Cの2ページ目について、「条例で定めることができない事項」とあるのは、現行条例の廃止に伴い、新たに検討をしなければいけない事項、という理解でよいか。
- (事 務 局) そのとおりである。
- (委 員) この資料だけを見ると、誤解を生じさせる恐れがある。
- (事 務 局) 承知した。「現行条例から引き継ぐことができない事項」という意味であるため、表記については改める。
- (委 員) 法で「条例に規定できない」とされている部分について、現行条例での取り扱いから変更となるところを要綱、要領の中で徹底させる、ということか。
- (事 務 局) そういった部分もあるが、来年度以降、制限することが許容されない代わりに、個人情報収集後の保管等、安全管理を徹底する、ということをや要綱等で担保していくという部分もある。
- (委 員) 資料Cの1ページ目について、左側が個人情報に関する安全管理要綱を、右側に情報セキュリティ規則と書いてある。これは、おおまかに左側が文書で、右側が情報のオンラインと理解してよいか。
- (事 務 局) 個人情報という情報そのものをどう扱うべきかが左側の図が示すところで、右側は個人情報に限らず、電子情報のセキュリティをどのように担保するかという規則になっている。片方で紙、電子どちらかをすべてカバーできるわけではなく、双方並列しているものである。
- (委 員) 情報セキュリティ規則は現行で施行されているものか。
- (事 務 局) そのとおりである。
- (委 員) 情報セキュリティ規則には紙ベースも想定しているのか。
- (事 務 局) 想定していない。市が保有している情報は個人情報に特化せず、紙と電子がある。大きく2種類ある中の、紙ベースのものを含めて公文書管理規程がある。電子化されているもの、システム内のデータはこの情報セキュリティ規則で制限をかけている。一方、個人情報はまた特別の扱いとなり、個人情報に関する

安全管理として、いくつものフィルターがかかることになる。

(委員) 資料Cの1ページ目の左側は、公文書に書いてある個人情報のみ保護する、右側はデータ自体の安全確保が必要である、ということの意味なのか。ほとんどの情報はセキュリティがかかるはずである。そうすると、オンライン結合等に諮問がなくなり、審議会が関与しないということが実質ではなくなる。つまり、情報のベースが文書からデジタルになる。我々がアナログ的に関与していたが、それがなくなる、という理解でよいか。

(委員) 情報セキュリティ規則はデジタル情報の一分野のみを切り取ったものであると思う。市にあるあらゆる情報のうち、デジタル情報はこの規則により漏れ出ないということを表示しているのだろう。しかし法改正における、いわゆるデータの活用を考えた場合にはすべて含めて考える必要があるので、単純に個人情報に関する安全管理要綱案を並列させるだけではなく管理を含めて、市としてどのような体制をとるか、というのが大事である。今回の説明で見えてきたとは思いますが、まだそのあたりの整理が足りていないように感じている。

(委員) 資料Cの1ページ目、左側は「案」となっている。読み方によっては個人情報に関するという点で、紙ベースだけでなく、データの個人情報についても、この安全管理要綱に入れ込むことができる。あるいは、入れ込んでおいて、もっと細分化するのがよいかもしい、という点と、それであればこれが要綱であるべきか規則であるべきかというところも含め、検討されたい。

(事務局) 条例は市民に発して、ある程度の制限をかけたりする部分がある。条例を補完するためにより詳細なものが規則で定められている。その規則を運用するにあたって、行政側がどのように事務執行判断をするかという基準が要綱である。ご指摘の部分について、さらに検討をすすめ、整理をしていきたい。

(委員) 今回の国の法改正の目的は、ただ施行条例を制定すればよいということではないように思う。情報の利活用を進めるにあたって、安全を担保することが大事だということではないか。個人情報の保護は総務部がある程度管理していくことになるのだろうが、体制についても検討を進めるべきである。

(事務局) 事務局としても、それらをないがしろにしているわけではないが、令和5年4月には施行条例の運用を開始しなければならない状況において、条例の形が見えたあとで、それらを詰めたい、というところであった。

(委員) 資料Cの1ページ目の資料は今ある情報だけで作成したために、このようになったのではないか。資料Aにあったとおり、ほとんどの部署が個人情報保護法の改正に意識を持っていない。総務部も活用というところは想定から欠落している。そのため、このような資料になったのではないか。ある程度活用の例がケーススタディとしてあげられれば、どのようなことが想定されるか理解でき、それがあって初めて条例なり、要綱なりに盛り込まなければならないとなるのではないか。国から何か事例は示されているのか。

(事務局) 国が匿名加工情報の活用事例の一つとして示した事例は、自治体が保有する動物の飼養情報についてである。使用者の氏名や、住所の詳細部分を消去した状態で、動物の種類等の情報を活用し、ある地区には大型犬の飼養者が多いため、その近隣に大型犬用の店舗を出店させるなどのマーケティングができる、といった活用想定が事例としてある。また、介護のレセプトデータについては、それらを活用しどの地区にどのサービス事業所を展開するのがよいか、などである。

(委員) それであれば、横須賀市としてそれを実施した場合、個人情報の運用をどのようにしなければならないかということが想定できるのではないか。法がこうなっているから、このようにする、というのでは、活用の部分が欠落したものが出来上がってしまうのではないか。また、個人的な感覚ではあるが、資料Cの1ページ目の情報セキュリティ規則の隣に個人情報に関する安全管理要綱案を入れたのが混乱の元となったのではないかと思う。

(事務局) 先ほど委員の意見にあった、ケーススタディの件についてであるが、次回、市内の健康データ（介護、保険、フレイル等）を活用して横須賀市民の健康状態を研究し、市の施策に展開するための諮問がなされる予定となっている。あくまでも現行条例における諮問であるが、良いケーススタディになるのではないかと思う。

(委員) 動物登録情報についての例が挙げられたが、動物にマイクロチップを入れるとなると、個人関連情報になるのか。

(事務局) マイクロチップの中にどのような情報が入っているかということになるが、動物の位置情報だけが記録されるなら個人関連情報に、飼い主の個人情報も記録されるのであれば個人情報となる。

- (委員) 先ほどあった民間のマーケティングに活用する情報は、民間事業者に対して積極的に出すのか。
- (事務局) 第106回の審議会で行政機関等匿名加工情報の提案募集（以下、提案募集という。）についてご説明したが、県と政令市は来年度から提案募集が義務化される。千人以上の情報について、どのような情報を持っているかをリスト化し、活用のための提案募集を開始しなければならない。横須賀市は義務ではないため、他の自治体の動向を見ながらを時機を見て開始する方向で考えている。
- (委員) それであれば、むしろデータを提供するのはどの部署が担当するのか、また具体的にどのような筋道でやるのか、というところが見えてこないと規則を作るということもできないのではないか。
- (委員) ただ、そうは言っても一番最初に説明のあったとおり令和5年4月1日には施行条例を施行させなければならないというところで、事務局の苦渋のところがあるのはよくわかる。委員がおっしゃったような部分については、来年4月以降に走りながら整える、後追いのような形にならざるを得ないのではないか。
- (事務局) 今ご説明いただいたとおり、提案募集についてもすぐに実施するということではないため、その要綱等についても想定はできていない。個人情報ファイルを個人情報保護委員会に提出することについては義務となるが、提案募集は何年度から始めるか、というところも決まっていない。もちろん、提案募集を実施するに当たっては運用・管理体制についてきちんと決定してから行う。
- (委員) ある程度体制くらいは想定しておかなければならないのではないか。条例を作ってがちがちに縛ってしまうと、後で条例をどんどん変えなければ、緩和しなければとなってしまう。さじ加減が難しいかもしれないが、市のほうでもある程度体制などを想定しながら条例を作らないと後で首が絞まる、ということになりかねない。
- (事務局) もちろん、提案募集を開始するとなればそれは想定しており、資料Cの3ページ目にも新規に要綱を設置するつもりであるが、ただ、現時点ではお示しができない状態である。先ほどの話にもあったケーススタディなどを参考にしながら、他自治体がどのような取り組みをしているのか。横須賀市はそのよい事例を参考にすることも可能となる。本日お示しできるのはここまでとさせていただき、ご意見を踏まえたうえでこれから考えていかなければならないと思う。

- (委員) 情報システムセキュリティのメインは住基ネットとなるのか。また、横須賀市の共通データベースというものは存在しているのか。さらに、それぞれの行政分野でデータベースが存在していて、それらの統括的なセキュリティ管理は、この規則だということによいのか。簡単に言うと、横須賀市がスイッチを切ればセキュリティが確実に図れるものは横須賀市独自のものということか。
- (事務局) どのようなデータベースがあるかは、事務による。窓口サービス課は住基ネットがつながっている。健康保険課であれば、国保連合会とつながっているシステムがある。また、それ以外の市独自で事務を行うにあたってのデータサーバーは横須賀市役所内にあり、外部とは連携しているものではない。
- (委員) 条例制定にあたり、諮問が必要だと思うが、どのように進めるつもりか。
- (事務局) 諮問に当たり、検討いただきたい8項目をまとめた。法に基づいて、市で条例に制定すべきと判断した事項となっている。これまでの意見で、法で規定すべきとされている事項については規定することとして仕方がない、という意見もあった。法が条例に規定してもよい、とした部分につき、市の判断で規定しない事項から議論いただくほうがよいか、ご意見をいただきたい。
- (委員) 具体的な情報管理や市の体制というものはこの審議会の諮問対象であるのか。
- (事務局) それらの内容は個人情報保護制度に関する重要事項というものに当たるため、ご意見をいただければと思う。しかし、今回諮問させていただきたいのは、諮問書にある8項目が適切であるのかどうか、また、諮問対象外としたけれども必要ではないかなどのご意見である。項目に対してのご意見とは別に体制についても、付言という形でいただくことは可能である。
- (委員) 個人的には条例案云々ではなく、どういった体制で個人情報を扱うかが気になるところではあるが、条例を制定するための諮問答申がなければならぬというところも当然にわかる。他の委員からの意見を最後は委員長にまとめていただくということではいかがか。
- (委員) 事務局から、まずは項目からと説明があった。細かな部分については、委員の意見にもあった、走りながらというところがあるのだろう。事務局の提案した形で進めていければと思う。
- (委員) 時間が限られてしまっていること、また、国の法律が必要最小限の規定しか認めないというところで仕方がないことと思う。規定が必要なところは当然規

定し、規定することができる部分をどうするのかという判断をして、時間的に条例案を固めていかなければならない状況である。

(委員) 今回、諮問が議題にはなっているが、その前段としてこれまでの審議会が出された意見、質問等を含め学習的な時間をとって進めてきた。諮問がかけられたということで、それについて検討が必要という理解でよいか。

(事務局) 事務局側としては、委員がおっしゃっていただいたように勝手ながらもスケジュールがあるため、条例案について検討いただきたい。要綱など細かな部分については、もちろんご意見をいただく場を別に設ける予定ではあるが、条例の形ができなければ、骨格がないことになり、それぞれ細かな検討を進められない状態となる。そのため、条例案となる個々の事項についてご議論、ご意見いただければと思う。

(委員長) 委員長職権ではないが、実は、事務局にそもそもの条例名称や条例に全文を設けられないかという相談をした。これらについてはなかなか消極的な意見で残念であるが、しかしながら、パブリック・コメントやホームページに現行条例を廃止して新たな条例を制定する、いわゆる条例との連続性と法との関係など、私がまとめた文章を市民に対して広報する、との提示があった。これは次回に資料の一つとして事務局から出してもらえたらと思うが、現段階での報告とさせていただく。本日は残された時間も少ないため、次回の審議会までの間に何か事務局との情報流通という形での促進を一度図れればと考えるがいかがか。

(委員) 今回出されている諮問は、法律の中で施行条例に規定しなければならないということで、了承するのは基本線であると考えている。我々にとって大事なことは、施行条例に規定できる部分において、今回諮問に上がっていない項目をなぜ規定しないのかという市の方向性に対して、それが適切か否か、審議会で検討し、最終的なパブリック・コメントにつなげられるものを決められたと思う。それであればスケジュール的にも何とかできるのではないかと。また、重要なのは法律も条例も令和5年4月1日に施行されて以降、何か問題があったときに、市が機動的に新たな条例であったり、規則であったりが迅速に制定できるような体制が担保されるまでできれば、今あるスケジュール感では一番ベストを尽くしたことになると思う。

- (委員) 審議会の位置づけはだいぶ変わると思うが、今の意見をもし受けるとすると、審議会機能でそれを担保するのか、あるいは部局の専門部会か何かで検討するのか、ということになると思うが、漠然としていてよいので、そのあたりも示してもらえれば。
- (委員) 今後、情報に関する取扱いは総務部が司令塔の役割を担うのではないか。条例施行と同時に規則等でその位置づけを整えるのも一つの方法ではないか。ルールに矛盾などが生じてきたときにどのように整理、統合等進めていくのか、誰がするのか、そのようなところは決めてほしいと思う。
- (事務局) 市の情報、データを含めた情報の文書管理というところが総務部の所管である。個人情報の法が改正されたとしてもそれは変わらない。一方、システムとそのデータの部分については、経営企画部の中にデジタル・ガバメント推進室が担っており二分化している。現状の体制は先ほど説明したとおり、紙ベースの情報管理をするのは総務部であって、うち、データ化・電子化されたものについては経営企画部でという推進体制で当面は進むが、何か支障が生じることがあれば、関係部署間で一番良い体制を検討する、ということになるだろう。
- (委員) システムセキュリティと情報管理が分離されている感じがする。今回の法改正で電子データの考え方が変わってきたというところがあり顕在化したが、本来はもっと前から考えておかなければならなかったのではないか。
- (事務局) 情報セキュリティ規則はあくまでもデータ自体をどう取り扱うか、という部分を文書管理から抜きだして規定したものである。個人情報保護条例があるなかで、個人情報を誰に渡すのか、紙で渡すのか、データで渡すのか、データで渡すとした場合のそのセキュリティ部分だけが情報セキュリティ規則に分かれているということである。
- (委員) この情報セキュリティ委員会は結局のところ、個人情報に関しては総務部の下にあると考えてよいのか。
- (事務局) そのとおりである。
- (委員) その場その場でやってきているので、組織としての立て付けがそのようになってしまっているのではないか。
- (事務局) 市民から預かっている貴重な情報を、職員一人ひとりが安全管理を周知徹底しなければならない。利活用と保護、両輪として必要な部分であると思うので、

今回の法改正を機に、これを好機ととらえ職員への周知を進めていきたい。

(委員) 勝手なイメージではあるが、個人情報保護に関しては総務部が長い間中心に行っており、保護のノウハウが蓄積されていると思う。活用の部分において、各部局にすべて責任を任せるとするのは危険があるので、そこも総務部が中心となって運用する体制が望ましいのではないか。その中で、審議会の役割が何なのか、ある程度のイメージがあると議論もしやすいだろう。

(事務局) おっしゃるとおり、総務部が統括することとなるが、活用はおそらく苦手な分野である。総務部はどうしても管理部門であるので、市の施策の全体を把握している経営企画部の方で民間事業者と連携を進め、最終的に市民の利益につなげることができれば、法改正と施行条例が生きてくると思う。

(委員) 個人情報の保護については総務部であって、各分野でのデータの利用の判断は各部局の独自判断でされても、市民にとって責任の所在は一元のはずなので、そこはやはり統括しておかなければならないだろうし、考え方の整理もしなければならぬだろう。

(事務局) 今年度本市に民官連携推進担当課が経営企画部の中に設置された。民間の力を借りて横須賀市をより良くしていこう、ということをしている。今回の個人情報の利活用で、本市が持っているデータを活用する事業者を募るのもつながりの一つになると思うので、要綱を作る上でそちらとも連携していきたい。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については議事を終了することとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

(委員長) 事務局から何か連絡事項等あるか。

(事務局) 次回会議は8月10日に対面での開催を予定している。しかし、それまでの間にもう一度会議を開催できればと考えているがなかなか日程的に厳しいところである。できれば文書で、諮問させていただいた項目、諮問対象外とした項目についてのご意見をいただき、事務局で集約して8月10日に事務局側からの回答も含め示させていただければと思うがいかがか。意見募集のための資料については改めてメールで送付することといたしたい。

(委員長) 本日もいろいろと事務局への宿題、我々にとっては検討が必要などころがある。事務局から書面で意見募集したいという提案があったが、いかがか。

(各 委員) (了承)

(委員 長) ではそのように進めていただく。

3 その他

次回審議会は、令和4年8月10日（水）午後13時30分から開催する。

4 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は12時に会議の閉会を宣した。